

新旧対比表 宝くじラッキーライン会員規定

条番号	変更前	変更後
<p>第 17 条 (本サービスの終了)</p>	<p><b>第 17 条 (本サービスの終了)</b>                      1. 次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行から通知することなく、会員は当然にその資格を失い、本サービスは終了します。                      (1) 指定預金口座が解約されたとき                      (2) 会員が死亡したとき                      (3) 住所変更の届出を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき                      (4) 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき</p>	<p><b>第 17 条 (本サービスの終了)</b>                      1. 次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行から通知することなく、会員は当然にその資格を失い、本サービスは終了します。                      (1) 指定預金口座が解約されたとき                      (2) 会員が死亡したとき                      (3) 住所変更の届出を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき                      (4) 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき                      (5) かんたん残高照会（インターネット残高照会）のサービス（サービス連携を除く。）が終了したとき</p>
<p>基準日</p>	<p>(令和 2 年 6 月 28 日現在)</p>	<p>(令和 8 年 7 月 18 日現在)</p>